

平成30年度第2回

小金井市環境審議会会議録

平成30年度第2回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 平成30年10月31日(水)
- 2 時間 午前10時30分から午後0時20分まで
- 3 場所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室
- 4 報告事項 ア 平成30年度内部環境調査について(資料1)
イ 水質監視測定及び湧水調査について(資料2)
- 5 議題 ア 前回議事録について(資料3)
イ 環境報告書平成29年度版(案)について(資料4)
- 6 その他
- 7 次回審議会の日程について
- 8 出席者 (1) 審議会委員
会長 福士 正博
副会長 池上 貴志
委員 小柳 知代、鈴木由美子
小野 郁夫、石田 潤
原田 隆司、羽田野 勉
(2) 事務局員
環境部長 柿崎 健一
環境政策課長 平野 純也
環境係長 眞柴 英明
環境係専任主査 荻原 博
環境係主事 藤原 良市
環境係 阪本 晴子
- 9 傍聴者 3名

平成30年度第2回小金井市環境審議会会議録

福士会長 それでは、皆さん、おはようございます。今日はよろしくお願いたします。平成30年度の第2回目になりますけれども、小金井市環境審議会をこれから開催させていただきたいと思います。皆さんのお手元に議事次第が書かれてあるペーパーがあるかと思いますが、おおよそこの順番に従って議事を進めていきたいと思いますので、よろしくお願います。

 最初に、事務局より、事務連絡と本日の資料の確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

眞柴係長 おはようございます。2点、事務局より事務連絡を申し上げます。まず、欠席委員につきまして、本日、宗野委員、鴨下委員からご欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

 会議録の作成に際して、事務局によるICレコーダーでの録音方式となっておりますので、ご発言の際は、ご面倒ですが、ご自身のお名前を先におっしゃってからのご発言をお願いいたします。

 続きまして、本日の資料のご確認をさせていただきます。

 本日の資料は、机上に次第、資料4「小金井市環境報告書平成29年度版(案)」の53ページ、54ページの差しかえを配付させていただいております。あと、次第に記載させていただいております、事前に郵送しました資料1から資料4までの合計6点となっております。お手元に不足がございましたら、事務局までお申し出ください。

 配付資料の確認は以上になります。

福士会長 今、事務局から報告いただきましたけれども、資料等の漏れなどはないでしょうか。よろしいでしょうか。

 それでは、議事に入らせていただきます。今日は報告事項が2件、議題が2件ございますので、この順番に従って進めたいと思います。

 まず最初に、報告事項(1)でございます。事務局から報告いただけるでしょうか。

眞柴係長 環境係長です。それでは、平成30年度内部環境監査実施計画について、ご報告させていただきます。資料1になります。

まず、内部環境監査についてご説明させていただきます。

市の環境計画類に基づく環境保全・創造の取り組みを一層強化し、また、職員一人一人の環境意識を高め、それを市政運営に反映させるために、市では平成20年度に小金井市環境マネジメントシステムを策定いたしました。内部環境監査とは、小金井市環境マネジメントシステム上で取り組みや方法が適切に実施、維持されているかどうか、取り組みを実施している当事者から実際に確認するものでございます。書面上で報告される実績だけではあらわれにくい各課での取り組み状況を、実際に各課に出向いて把握し、各課で発見した指摘に対して適切な是正措置を行うことにより、小金井市環境マネジメントシステムの継続的改善につなげております。

監査は毎年度実施しておりまして、3年を1サイクルとして全ての課の環境監査を行っております。今年度は、8月6日月曜日から8月8日水曜日までの3日間で、全部で3部15課及び1局の内部環境監査を実施いたしました。被監査組織の詳細につきましては、資料1をご参照ください。

監査結果といたしましては、注意の指摘を受けた部署が1課ございまして、注意事項は、自席での扇風機使用による電気の個人使用があったという点でございました。

全体としましては、小金井市環境方針が全ての課において執務室に掲示され、職員に周知されているほか、パソコン等のOA機器の長時間未使用時の電源オフや可能な限りの電気の消灯、裏紙の徹底使用、執務室のごみ箱数を減らすことによるごみ減量化、室内温度調整の工夫等が実施されており、職員の環境行動に対する高い意識が定着していることが感じられました。また、移動の手段については、自動車だけではなく自転車や公共交通機関の利用に努めているとの声も、今回、多く聞こえてきました。そのほか、委託事業者との契約時に仕様書に環境事項を盛り込むなど、外部への取り組み推進も行われております。

監査結果につきましては、毎年、当審議会にご報告させていただくだけでなく、庁内でも市長に報告をしております。

以上で、簡単ではございますが、平成30年度内部環境監査報告を終わります。

福士会長 どうもありがとうございました。それでは、今の事務局からの報告について、ご質問、ご意見がありましたら受けたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

 はい、どうぞ。池上委員。

池上副会長 池上です。その他特記事項に書いてあるさまざまな取り組みはとてもよいと思うんですけども、1つ気になったのが、注意の指摘のところ、電気の個人使用、自席での扇風機使用というのは注意を受ける対象なのかにすごく違和感を感じたんです。空調は温度設定を高くしましょうというのは部屋全体としての取り組みだと思うんですけども、それは寒く感じる人もいて、暑く感じる人もいてという個人差が必ずあって、寒い人に合わせてあげるというか、寒い人が夏なのに厚着しなくてもいいようにというのが全体としての省エネ行動だと思うんですけども、一方で、暑く感じる人に対してまで暑さを我慢させるというのはちょっと問題があるんじゃないかと僕は思っています。特に空調に関しましては、個人個人で快適性を確保するというパーソナライズが今後、大事になってくるのであって、個人で使うのはだめだといって我慢させるのはほんとうに省エネになるのか。それで快適性を失って、作業効率が落ちて、労働時間が長くなって、電気をたくさん使っていたら省エネにはならないような気がして、ほんとうにこれはだめなのかというのがちょっと気になりました。

福士会長 この指摘について、事務局からはどうでしょうか。

荻原主査 一応、自席の扇風機についても、対流や空気の攪拌ということで、首振りのものは使っても構わないよとしているんです。ただ、固定で自分のところだけというのは個人使用に当たるんじゃないかという考え方もあったりして、だから、使うのであれば、首を振るようにしてくださいという指導をしています。

池上副会長 その首を振ればオーケー、首を振らなかつたらだめというのは、何か……。首を振ったら周りの人にもあたるからいいということではなくて、じゃ、その人だけが暑く感じていたときにはだめなのか。冬は逆に温度設定を低くしなければいけないくて、それだと厚着をどんなにしても寒く感じる場合とか、そういったときには個別に電気の膝かけなどで対策するということが勧められていると思うんですけども、

例えば電気膝かけなんて個人でしか使えないじゃないですか。そういうのもだめということになってしまわないかなというのがあって、個人使用がだめという印象が非常によくない。例えば、部屋に1人しかいないときにエアコンを部屋で使っていたら、それは個人使用になりませんかということだと思っんです。個人使用だからだめというのは、省エネとはちょっと違うんじゃないか。何か別の意味で個人使用はだめですよというルールがある上で、使っていて注意するというのはわかるんですけども、省エネとか我慢させるのとはちょっと違うかなと感じました。

福士会長 私からもよろしいですか。今、池上委員から指摘されたことがどういう意味を持っているのかをお聞きしたいんですけども、監査報告書に記載されている事項として、注意を受けたということをご記載されているわけですよ。受けたのでここに記載するということと、記載されたことは今後どういう処理や対応をするのか。例えば、今、池上委員がおっしゃられたように、個人差があるので、体調管理のためにパーソナライズしなければいけないということからすると、注意を受けたから、今後この方についてはこういうことをやらしてもらったら困るという処置をとるのか、それとも、池上委員がおっしゃっているように、ある種、個人差があるんだから、これはいろんな意味で柔軟に対応して、今後の対応策の中には入らないと考えていくやり方もあるんじゃないかなと思っんです。この報告書でこういうふうに記載されたということは、今後、このことを受けてどうするのかについてはどういうふうに受けとめたらよろしいんでしょうか。

眞柴係長 環境係長です。ここに記載を受けた電気個人使用については、現状、ご本人に個人使用を取りやめてもらうという形をお願いしてはおります。

福士会長 そうすると、内部監査をされて、注意された、報告書の中にも記載された。それは、そのことをもって、その個人の方には扇風機の使用は今後やめてもらうという対応と直に結びついていると理解することですね。

眞柴係長 はい。

福士会長 池上委員のおっしゃっていることは、それはちょっと違うんじゃない

いかというご指摘ですよね。環境審議会でのこういう指摘を受けて、それはどういうことになるのでしょうか。

石田委員、どうぞ。

石田委員

石田です。ちょっとつけ加えて。こういう場合に、さっきおっしゃった中であつたと思うんですが、もしルールとして明文化されていて、禁止だとあれば、それに違反したのは禁止ということで禁止になっちゃうんですね。そうじゃなくて、おかしいんじゃないかという指摘であれば、それはあくまでも、会長がおっしゃったように、さらにこの結果をどう判断するのか、これは許される範囲として、この程度まではいいということにするのか、しないのかという判断がもう一回ないと、ルールとして決まってないのに、監査委員が指摘したから即NGだというのは、やっぱりちょっと飛躍があると思います。きちっと、ルールとしてあるのなら守ってもらう、ルールとしてないのなら、指摘事項として改善したほうがいいんじゃないかという提案を監査委員がされたということであれば、それはどうするかを庁内でルール化して、ある程度の融通性は現実を考えると仕方ないという意見も当然あるだろうし、そうはいつでも、あまりにも乱れ過ぎているから締めなきゃいけないというなら、そういう判断があると思うし、そういう判断は、ルールがないのであればルール化してから最終的に結論としないと、どう次に展開するかには全く結びつかないと思います。

福士会長

改めて伺いますけど、こういう内部監査で注意という形で指摘を受けた事柄というのは、この方には今後、扇風機の使用はやめてもらうということ为先ほど事務局からおっしゃられましたけど、今、石田委員がおっしゃられたように、こういう指摘を受けたらこういうふうにするというルールは既に決まったものがあるということでは……、その部分はどうなんでしょうか。決まったルールはないということなんでしょうか。ないということであれば、成り行きとしては、石田委員がおっしゃられたように、少し庁内で検討していただいて、そのルールを決めるなりの方向をもう一回、改めて、次回の審議会にでもご報告いただくということになるんじゃないのかなと思うんですけど、その点、いかがですか。

はい、どうぞ。

荻原主査 荻原です。そもそも個人の電気使用というのは、もとは携帯の充電というところから始まったんですよ。そういう個人使用に使うのはやめようというところから始まっていて、夏場に、小さいものなんですけど、扇風機を自席に置いてというのも当初は個人使用に当たるんじゃないのかというところで、首を振れば、みんなにも共有してという部分でそれはいいけれども、固定して自分だけに向けているのはだめだよというところで今までの経過は来たんです。ただ、それが、そういう個人差があつてとなってくると、ちょっと状況が変わってくるかと思うので、またそれは内部で検討させていただくということによろしいでしょうか。

福士会長 石田委員の指摘を受けて、庁内で検討させていただくということで引き取ったということによろしいわけですね。

平野課長 平野です。追加でよろしいですか。もともと地球温暖化対策の計画の中で、市役所側で、夏季のエアコンは28度に設定しましょうというのが、まず原則としてございます。これは、エアコンの温度設定が28度ではなくて、室温を28度に設定しましょうということになります。なので、個人でそれを暑いと感じるか、寒いと感じるかはいろいろあるとは思うのですけれども、まずは地球温暖化対策という観点から、また、市役所は特に市内でも一番大きな事業所、かつ、こういった推進を進めていく最も先端にあるというところから、やはり28度というのは一つ基準にしましょうということで進めさせていただいております。

ただ、どうしても、部屋の中でエアコンがどこでも必ず28度で効いているとは限らないという中では、サーキュレーターなどを設置しまして空気を循環させることにより、大体どこでも均一的に28度になるようにというようなことで、サーキュレーターなどの使用については一定、認めているところです。なので、各所管課も、エアコンの効きの悪いところなどは、サーキュレーターなどを活用して室温をうまく設定するよう工夫していただいています。さらに、それでも暑いということであれば、数年前からクールビズも実施しておりまして、市役所では10月末までなので今もノーネクタイにしていますが、夏季は市で認められたポロシャツなどを着用して暑さの対策をしている

ところもございます。

なので、そういった一定の基準の中で、皆さんそれなりの工夫をしていただいている上で、さらに、パソコンなどにつないで、ほんとうに自分の顔だけに当たるようなサーキュレーターのようなものについては、先ほど担当からもありましたけれども、それこそ携帯電話の充電と類するようなものと判断し、ここではそういう使用はやめてくださいという指摘をさせていただいております。それでもほんとうに個人で、いや、暑いよ、これだとちょっと効率性が悪いよというのもあるとは思いますが。この辺になってきますと、今度は労働安全衛生での職場環境の関係もあるんですけれども、そういったところで、やっぱり全体的にルールを決めて、こういう設定温度、こういう中でやっていきたいと思いますという一定のルールがありますので、まずはそこを基準に、個人使用は避けていただきたいという指摘をさせていただいております。

ただ、部署によって、もしそれでもなお、あまりにも、例えばどうしてもこのスポットだけは暑くてどうにもならないというような個別の案件があるのであれば、それを検討することはできるかもしれませんが、まずは、統一ルールの中では個人使用は避けていただくというのが我々の考えでございます。

福士会長 そうすると、要は、石田委員がおっしゃられたルールはあるのかということに対しては、基本的にはあるというお答えだろうと思うので、それに準拠して、今回はこの方に個人的な扇風機の使用はやめてもらったほうがいいんじゃないかという指導を庁内で行ったということですから、どうでしょうか。

石田委員 了解しました。

福士会長 石田委員は、個人的に考えるべき性格のものではないかということをおっしゃられたような気がするんですけれども。

池上副会長 今、全体で取り決めがあって、その中でやりましょうというのは大変よくわかるんですけれども、節電とか省エネの意味が我慢させることであっては絶対ならないと僕は思っていますので、快適性って仕事の効率などにも絶対に影響してくると思いますので、ほんとうにそれで効率が悪くなっていたら元も子もないと思うんですね。今の話だと、

卓上にあるような、パソコンとつないでUSBで電源を供給しているというものも、そんなに大した電力消費量じゃないんです。ディスプレイとかと比べるとすごく小さい電力消費ですけども、そういったものよりも、むしろむだをなくすというところに注力していただいたほうが。例えば、席から離れているのに扇風機が回っているというのはだめだと思いますけれども、むだをなくすというところが大事なのであって、全体でルールを決めて我慢させるということは、僕はあってはならないんじゃないかと個人的には思いますが、現状としてはこういうルールの中でこういう注意をしたというのは承知いたしました。

福士会長

では、鈴木委員のほうから。先に手を挙げられましたので。

鈴木委員

これは、調べたのは8月ですよ。冬にもこういうのを調べてみているんですか。

眞柴係長

基本的に、年1回、夏に行います。

鈴木委員

そうすると、先ほどご指摘があったかと思うんですけど、特に女の人は、冬になると、足元が寒いとかいうことで電気器具を持ち込むということもまたこの関係に入ってくると思うんですね。もしこれが問題になっているのであれば、冬にも、その期間には皆さんがどうなのかを一度、調べてみるのもいいんじゃないかなと思うんです。

それともう一つ、12時半ぐらいに市役所に来ると、真っ暗なんです。先ほどの省エネも確かに大事なことなんじゃないかなと思いますけれども、何か事務局の中が真っ暗で、その中にぼつんぼつんと人がいるというのがちょっと異様に感じたことがあります。だから、そういうのも、省エネはもちろん大事なんですけど、何かもうちょっと工夫することがないのかなと思いますので、その辺を考えてもらえたらありがたいなと思います。

福士会長

原田委員、どうぞ。

原田委員

原田です。先ほど課長がおっしゃられたような経緯で取り組まれて、それなりの対応をされているということは理解しました。ただ、池上委員がおっしゃったように、職員に我慢を強いているということではいけないと思うので、その取り組みについて、職員が十分納得して、これだけ対応しているんだったら、ちょっと暑いけど、自席での使用は我慢しよう——我慢じゃないな、協力しようということであればよ

ろしいと思うんですね。例えば、民間の事務所なんかで、空調をどこも28度にするのはなかなか難しいので、月に一遍くらい、上や下、いろんな場所の温度をはかるということをやっているのをよく見かけるんですが、そういう取り組みはされているんでしょうか。もしまだであれば、あ、気を遣ってくれているんだなというのが職員に見えますので、それはぜひやっていただきたいと思います。

福士会長
平野課長

どうぞ。

今、我々、環境監査ということでこういった形でやらせていただいているんですが、先ほど申し上げたとおり、労働安全衛生の観点からも当然こういうことは必要で、夏場の涼しさ、冬場の暖かさは職場の労働環境というところですので、そちらの方面では、やはりそれぞれの部署で温度をはかったり、湿度をはかったりというのを定期的に行っておりまして、一定、職員の理解を得た上でこの基準を定めております。我々が環境の基準として定めているものと労働安全で定めているものは一緒になっておりますので、職員間の理解は得た上で、温度の設定については冬も夏もやらせていただいています。確かに、個人差もありますし、部署によっては冬だと足元が寒いなんていう話は当然ありまして、そういったところでは、冬であれば今度はウオームビズというような表現を使うわけですけれども、足元に、電気は使わないですけど、足かけをうまく利用して寒さをしのいでいただくとか、場合によっては、風が入ってくる部分であれば、見ばえはあまりよくないですけど、段ボールなんかを机のところに立つようにしてもらって寒さをしのいでいただくというようなことはやっております。労働安全の中で、職場の職員から、例えばどうしてもここは寒いから何とかしてくれというような意見があれば、それは市全体で吸い上げて対処を検討していますので、夏、冬の暑い、寒いというのは必ず一定、どこかではかってもおりますし、職場の理解も得て対応しているという状況でございます。

福士会長

そうしますと、今回、監査報告書で出されてきているのは、例えば節電や温暖化対策という、環境のほうから見たアプローチでもって、28度に設定したり、場合によってはサーキュレーターを回していたいて、できるだけ仕事環境をよくするということが一方であります

よね。

平野課長 はい。

福士会長 他方では、池上委員がおっしゃられたように、仕事の効率性を高めていくという意味でいうと、個人差があるわけなので、そこで我慢をしてもらおうと。28度に設定することによって、我慢をすることで仕事の効率性が悪くなる職員が多く出てくるといって、ちょっとまた話は別なんだけれども、その部分は、労働安全あるいは職員組合との交渉ごとの中である程度、落ち着いている部分があるので、そこで担保しているんだという説明ですよ。

平野課長 はい。

福士会長 だから、個人の裁量というものにできるだけ配慮しながら今まで対応してきたというふうにおっしゃられていると私自身は受けとめるんですけれども、どうなんでしょうか。その部分で、個人的に我慢することを強いるようなシステムが今、小金井市の庁内にあると判断されるのかどうかというのは、私が会長で、議論を縛るわけじゃないんですけど、改めてどうなんでしょうか。

どうぞ、羽田野委員。

羽田野委員 羽田野です。やはり、一定のある程度のルールは必要なので、その中での職場職場での運用だと思うんですね。例えば、今回のを見ますと、情報システム課ということなので、おそらくパソコンからUSBでとっていたんだと思うんです。USBのそういう個人使用というのは、許してしまうと際限なく広がってしまうので、これはやっぱり一定で決めるべきだと思う。ただ、池上委員のおっしゃるような我慢を強いちゃいけないというのはその環境の中です。個々で運用を検討してもらう必要があるとは思いますが、おっしゃるように、やっぱりある程度大まかな決まりは必要なので、それを逸脱するものはやめなきゃいけないんですけど、その運用で個人に我慢してというのは労働環境上も一番いけないので、そこは池上先生がおっしゃるように、運用をある程度柔軟に考えていただくことが必要じゃないかと思います。例えば、その人のところでは非常に暑いのであったり、個人差があるのであれば、扇風機の置き方全体を変えとかということは、課の中での運用じゃないかと思います。

福士会長

石田委員、どうぞ。

石田委員

私が言うよりは市のほうから言っていたほうがいいと思うんですけど、2、その他特記事項の5つ目のポツで、エアコンについては云々と。つまり、指摘理由だけ聞くと、何か非常に悪いことのように書かれているんですけど、実際には全体で環境がよくなるような取り組みをしている。その中でも、個人使用という、今、最後の例では個人情報の方からいってもちょっとまずいんじゃないかという観点をおっしゃったんですが、それは確かにそうなんですけれども、室内環境の関係はちゃんと、より適正化するような形での取り組みはされているというのがまず前提であるわけですよ。その中で、こういうちょっと好ましくないルール違反があったという指摘だというぐあいに言っただけだと、ある程度、納得はするのかなと思うんですけど、いかがですか。

平野課長

そうですね。ありがとうございます。そのとおりです。

福士会長

では、いずれにせよ、こういうふうにして注意事項として指摘されているわけですので、改めて、職場環境をどう改善して、今のルールの中でできることはさらに徹底してやっていただいて、個人の方の仕事の効率性が低くならない程度のものができるのかどうかを、もう一回、庁内で検討していただいて、次回のこの審議会でこういうふうになりましたという類いのことを報告だけしていただけるのでしょうか。これだけ審議会の中で多くの意見が出ていますので、ここでとりあえず問題を解決するというわけにはちょっといかないような気がしますので、一回、引き取っていただいて、こういう個人使用についてどこまで裁量として認め得るのかどうかを改めて検討していただいて、引き取らせていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

石田委員

結構です。

福士会長

よろしいですか。では、どうもありがとうございます。

それでは、次の報告事項に移らせていただきます。(2) 水質監視測定及び湧水調査について、事務局から報告をいただきます。

藤原主事

藤原です。ご説明させていただきます。お手元にあります水質監視測定及び湧水調査報告書になります。

まず、1ページ目から5ページ目までは、調査の概要についてが記

載されております。簡単ではありますが、ご説明させていただきます。

本市では、市内13カ所の井戸水の水質監視測定を年4回、市内4カ所で湧水の水質監視測定及び水生生物調査を年2回、小金井市における野川最下流部の柳橋下において水質監視測定を年2回、行っております。調査地点につきましては、2ページに地図がございます。

6ページからは調査結果についての記載がございますが、総論としましては、井戸水、湧水では環境基準値を満たしており、異常は見られませんでした。また、透視度も全てにおいて50度以上あったこと及び水温も年間を通して変動幅が少なく、安定しております。

ここからは、それぞれの調査結果について、簡単ではございますが、ご報告させていただきます。

まず、井戸水調査についてです。9ページ目、一番下の段のNo.12の第1回の測定が欠測になっております。理由としましては、井戸水の水位が下がってしまったために、設備されているポンプが地下水をくみ上げることができなかつたために、採水することができませんでした。ただ、その後は台風の影響だったり豪雨の影響等もあり、地下水位は上昇しております。

次に、12ページ、13ページをごらんください。こちらに測定結果の項目の数値が掲載されておりますが、先ほども述べたとおり、環境基準値は全て満たしております。

次に、15ページからは、野川調査についての結果が掲載されております。例年、小金井市の最下流部の柳橋というところで計測を行っていたんですけども、昨年度は野川の水がれがございまして、6月時点では柳橋で計測することができなかつたために、中流部の天神橋というところで計測を行いました。野川調査についても、環境基準値を超える箇所はなく、例年の計測結果に近い形となっております。

次の16ページには、水深と流量等が一応記載されているんですけども、第1回時点では柳橋下では水深がなかつた、ゼロというところもあったんですけど、第2回的时候には、台風が関東に2回、数年ぶりに上陸したこともあって、一番下の水深のところは40センチになっており、例年よりもかなり水かさは上昇しておりました。その結果、水がれの心配もその後はなくなりました。

最後に、湧水調査についてです。変更点としましては、昨年度から湧水地点を1カ所増やしまして、4地点での調査となりました。こちらについても、環境基準値は全て満たしております。

19ページからは、水生生物や付着藻類の結果についての記載がございます。湧水地点の特徴としましては、きれいな指標種から、汚い指標種の生物が観測されているところではあるんですけども、全体的に見れば、良好な水質が保たれているという分析結果が出ております。

最後、28ページには、外来種の記載もあるんですけども、今回の調査では外来種等については特段見受けられなかったということになっております。

報告は以上となります。

福士会長 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見いただきますけれども、いかがでしょうか。小柳委員、どうぞ。

小柳委員 井戸水の調査についてお伺いしたいんですけども、今回、調査対象となっている井戸水というのは現役で利用されているものかというのと、ほかに利用されていない井戸水というのがどの程度あるのかというのが一つ疑問なんですけど、それに関連して、結構、今回広島のほうだったと思うんですけども、災害時に井戸水とか地下水が活用されたという事例もあったと思うんですけど、こういう現役の井戸水を今後災害時に活用していけるような、避難所との位置関係の整理とか、情報公開とか、そういったことはされているのでしょうか。

藤原主事 藤原です。まず、井戸水の使用についてなんですけども、こちらに記載されているものについては、主に農業用の散水に、農家さんに井戸水が設けてあります。そういったもので使用されております。

そのほかにも井戸水はあるんですけども、観測用井戸というのが市内に何カ所かございまして、それというのは、地面に深さ10メートル、15メートルぐらいの筒が地中に埋められておりまして、その上にふたがついているようなものがあるんですけども、こちらについては地下水位を測るための井戸となっております。それが市内に、ほかに4カ所ございます。

最後に、災害用井戸についてなんですけども、災害用の井戸につ

いては、小金井市の地域安全課というところが所管しております。我々が行っている調査については、あくまでも環境面の中で異常がないかどうかというのを見るのが目的となっておりますので、災害については、地域安全課のほうで管理している状況となっております。

以上です。

福士会長

最後の指摘のところは、所管が違うからということで、この環境審議会としては議論をすべきじゃないというわけじゃないんでしょうけど、なかなか、お答えとしてはどうなのかなというふうに聞こえたんですけれども、あれでしょうか、小柳委員が出されたご質問に対して、今、お手元に資料がないというのだったら、これはやむを得ないと思うんですけれども、今後、小金井市に不幸なことに何らかの災害が起こったときに、井戸水を、どのようにしてそれを飲料水等々で確保していくのかという大事な問題だと思いますので……。

鈴木委員

済みません。いいですか、それに関して。

福士会長

はい。鈴木委員。

鈴木委員

うちは災害指定用井戸を掘っているんですね。それで、これは水質試験結果というのを毎年調べてもらっています。うちは農業用水にも使えますし、飲み水にも使っているんです。なので、ここに飲み水可という結果が出てくるんです。多分、災害指定用井戸って何基かあると思うんですけれども、2月ぐらいに、小金井市で多分これをいつも調べてくれるんです。何基あるかというのは、私はわからないんですけれども、だから、そういう災害があったときとかの指定井戸としては幾つかあると思います。今のところ水もかかれていませんし、幾つかそういうのを把握してあれば、何となくは対応できるんじゃないかと思っています。

うちも対策として、今は電気のポンプで上げているんですけれども、電気もだめになったときのことを考えて、手こぎ式のものも去年、おとしあたり入れましたので、ある程度対応できるんじゃないかなと思います。

福士会長

わかりました。どうも貴重なご意見ありがとうございました。いずれにせよ、こういうご質問が出ましたので、部署は違うんでしょうけれども、災害用の対応の井戸水がどれぐらいあるのかという情報だけ、

次回で結構ですので、教えていただければと思います。

藤原主事

はい。わかりました。

福士会長

ほかに。

小野委員

いいですか。小野です。

福士会長

はい。小野委員、どうぞ。

小野委員

今の件について、環境報告書の「はじめに」というところに、「行政と市民がお互いの情報を共有し、コミュニケーションや協働を可能にすること」が大きな目的の一つだとうたっているんですね。今の水質監視測定を見ますと、環境省の基準をクリアしているという結果だけで話は終わりになっているんですね。これじゃあ、市民とのコミュニケーションといってもなかなか、ほかに何かないと、市民は興味が湧いてこないんじゃないかと思うんですね。市民が興味を持つという意味合いでいきますと、先ほどおっしゃってました緊急時の井戸水の活用とか、ああいうものがうたわれると、どこそこの井戸は大丈夫だけど、こっちはだめだねとか、それをはっきりしておけば、そういう情報を市民に流せば、またその辺から、この大きな目的であるというところに結びついてくるような気がするんです。と思いました。

福士会長

わかりました。ご意見ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

原田委員

はい。原田です。

福士会長

原田委員、どうぞ。

原田委員

質問ですけれども、22ページ、先ほどもお話がありました注目種と外来種の件で質問です。サワガニが2カ所で確認されたということですが、これは例年の調査ではないことなのかということが一つ、それから、このサワガニが確認されるということと、水質がよくなったかどうかということの関連性がどの程度あるのか、この2点を教えてください。

藤原主事

サワガニにつきましては、過去の資料を確認してからお答えしたいなというところがあるんですけれども、なので、次回にお答えさせていただければと思います。

サワガニと水質との関連性についてなんですけれども、よくなったかどうかについては、おそらく過去の資料から統計して、サワガニが

どの程度個体数が増えたり、増減があるのかというのは調べてみなければわからないんですけれども、これについてはあくまでも指標……、サワガニがいればこれぐらいの水質が保たれているというのは、あくまで目安になりますので、水質がよくなったのかどうなのかということについても、その点は次回までに統計をとらせていただいてご報告させていただければと思います。

原田委員 よろしいですか。

福士会長 はい。どうぞ。

原田委員 先ほどの小野委員のご指摘とも関連するんですが、こういう毎年やっている調査を発表して市民に理解してもらうためには、データではなくて、この上で、先ほどから良好であると、安心してくださいというのはわかるんですけれども、経年変化を見て何か特徴があれば、それがどういうことなのか、それは市民目線でいうと、例えばサワガニがいたよというのは大変気を引く事実であるし、そこから何も言えないのではしようがないんですけれども、こういうことがあったので、これはこうこうだと、今後の課題はこうだというような、そういうサマリー的なものが市民に対して広報されるということが大事ではないかと思っておりますので、要望として申し上げておきます。

福士会長 小野委員と原田委員のご指摘を受けたということなのかもしねんけれども、市民の方に公表するときには、これをストレートな形で、何らかのあれで発表するというわけですか。

藤原主事 図書館等にこちらのほうがありまして、あとはホームページ上でも今後掲載する予定でございます。

福士会長 そうですか。今のお2人のご指摘というのは、市民の方はもちろんこういうことに興味を持っていると思いますけれども、ただ、こういう図とか表だけをそのままストレートに公表されても、なかなかやっぱり専門的な知識ということから言うと、非常に難しいというところなんだと思いますので、サマリーという言い方もおっしゃられていましたけれども、市民の方にとって興味深いような論点というものを特に表に出すような形で、市民の方が持たれている興味に対して、具体的にこの調査はこういうふうになっていますと答えられるように、現状報告というものをしていただけないだろうかという要望だろうと思

いますけれども、できれば今後、その点に配慮していただいて、報告書のつくり方というのをお考えいただければと思うんですけれども。

平野課長 環境報告書（案）の52ページをごらんいただければと思うのですが、この中段あたりにサワガニという表現が見てとれるかと思うんですけれども、先ほど、今回初めてサワガニが出たのかというようなご質問もありましたが、以前からサワガニはおりまして、ここの表現がわかりにくいのもあるんですが、以前から良好な水質が保たれていることで引き続きサワガニがいましたということが、ここの報告書の中ではありまして、それをあらわすような表現として、文章としては、ここでサワガニ等がいて、きれいな水の指標種も確認されていることから比較的良好な水質が保たれているというような表現がございます。

なので、引き続きサワガニが住めるようなきれいな水が保たれていますよという表現をさせていただいているというのが、この報告書の中では、表示されていますので、この辺を、今後もっとわかりやすく、もっと市民の興味を引くような表現でというのは、ご意見として頂きますのでよろしくお願いいたします。

福士会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。池上委員、どうぞ。

池上副会長 内容に関しては、もうないんですけれども、1ページの1-2. 調査目的の（3）湧水調査の下、「野川の」とありますが、これは多分、「湧水の」。

福士会長 ここは「湧水の」に直さないといけないということですか。

平野課長 そうですね。修正させていただきます。ありがとうございます。

福士会長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

羽田野委員 済みません、羽田野です。

福士会長 はい。どうぞ。

羽田野委員 表の見方を教えていただきたいんですけれども、表の2-1、井戸水調査の……。

福士会長 何ページですか。

羽田野委員 8ページ、9ページなんですけど、第1回、第2回、第3回、第4回となっているんですけれども、それぞれ日にちが入っているんですが、この意味がよくわからないんですけれども……。意味がわからないと

というのは、第1回が平成29年7月27日、第2回が平成29年9月28日とかですね。1回目と2回目の違いってどういうことなんでしょう。3ページ目の調査実施日とリンクしないような、1回目、2回目という表現が。

藤原主事 本市のほうでは井戸水の調査を年4回やっております、おおむね7月、9月……。

羽田野委員 それぞれの年度での1回目、2回目、3回目という意味。

藤原主事 はい。

羽田野委員 というのがこの表ですと。わかりました。

それと、13ページ目の図2-2の鉛の一番下のところなんですけれども、鉛の基準値は0.01ミリグラム／リットルじゃないんですか。これ、何かすごい突出しているように思うんですが。

藤原主事 こちらが、調査地点が中町の2丁目の児童遊園になるんですけれども、こちらに手押しポンプがついているんですが、このポンプの下の部分がどうやら壊れてしまっていて、さびが出るということで、平成27年度のときはそのまますぐに採水していたんですけれども、平成28年度からはくむ時間を30分から1時間ぐらい手押しポンプで水を採水してから、きれいな状態にして採水するようにしたところ、このような形、鉛が検出されないような形になりましたので、基本的に鉛は検出されるんですけれども、30分とか1時間ぐらい採水すれば問題ない形で採水することができるようになりました。

羽田野委員 採水のときのさびが原因ということですね。

藤原主事 そうですね。

羽田野委員 水質自体とは違うということ。

藤原主事 そうですね。はい。

福士会長 よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございます。

それでは、報告事項が2件終わりましたので、次に議題のほうに入らせていただきたいと思います。

前回議事録を事務局のほうで事前に皆様のところにお配りさせていただいていると思いますけれども、ごらんになっていかがでしょうか。訂正箇所とか、前回の審議会でこんな発言していないというようなところがありましたらご指摘をいただきたいと思いますけれども、い

かがでしょうか。

逡巡しないで発言していただいていた方がいいんですけども。

議事録のところで、どうでしょうか。訂正とか、あるいは追加とかということもあるのかもしれませんが、いかがでしょうか。よろしいですか。では、どうもありがとうございます。

それでは、次の審議事項の2のほうに移らせていただきます。「平成29年度版の環境報告書の（案）」というものが出されておりますので、それについてご審議をいただきたいと思います。

まず、この点について、事務局からご報告いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

眞柴係長

それでは、「環境報告書平成29年度版（案）」につきまして、ご説明させていただきます。

こちらの環境報告書は、小金井市環境基本条例第22条に基づき、毎年度、年次報告書として作成するものでございます。平成29年度版は前年度までのものと少し構成を変えております。といいますのも、環境報告書は大きく本編と資料編に分かれて構成しているのですが、前年度の環境審議会で、本編と資料編の関係がわかりづらい、本編よりも資料編の内容のほうが詳細であるというご指摘もあったため、平成29年度版から本編のほうを1章増やしまして、新たに第4章「小金井市の環境の状況」という章を設け、従来、資料編に掲載していた内容の大部分を、第4章「小金井市の環境の状況」と、第5章「市役所としての取組」に分けて掲載するという構成に変更いたしました。

環境報告書の構成と内容につきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、1ページ目の第1章「はじめに」では、本報告書のねらい、位置づけなどを示し、小金井市における環境の保全・回復・創造の取り組みの中で、本報告書がどのような役割を担っているか等の説明をさせていただきます。

8ページからの第2章「環境啓発事業」では、環境講座や環境フォーラム、クリーン野川作戦など、市民及び市内事業者等を対象に環境保前を啓発していくことや、良好な地球環境を確保し、将来世代へ継承するための機運を醸成することを目的に市役所が実施した環境啓発

事業についてご報告してございます。

14ページからの第3章「基本計画の取組の進捗状況」では、第2次小金井市環境基本計画が目指す環境像、「緑・水・生きもの・人・わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」を実現するために掲げる基本目標を実現するための市の事業における具体的な取り組みを体系ごとに取りまとめた小金井市環境保全実施計画の平成29年度実績についてご報告してございます。

39ページからの第4章「小金井市の環境の状況」では、前回5月に開催した環境審議会でもご報告させていただきました大気質調査や道路交通騒音・振動調査の結果、衛生害虫等の発生相談状況、先ほどご報告させていただきました水質監視測定及び湧水調査の結果、温室効果ガス排出量等、本市の環境の状況についてご報告してございます。

続きまして、56ページから第5章「市役所としての取組」では、環境行動チェックリストの達成状況や、グリーン購入の実績、小金井市施設ごみゼロ化行動の実績等、市役所が行っている環境負荷の軽減努力についてご報告してございます。

64ページの第6章「環境基本計画の推進に関すること」では、環境基本計画に示されている計画の推進体制等についてご報告してございます。

続きまして、65ページからの第7章「今後に向けて」ですが、こちらはまだ白紙となっております。この環境報告書の作成に当たっては、環境審議会のご審議とご承認をいただくというのが大前提ではございますが、65ページにつきましては、これから委員の皆様からいただくご指摘や評価につきまして記載する欄となっております。

記載内容につきましては、次回の審議会まで待っておりますと、環境報告書の発行自体がおくれてしまうという関係上、大変申しわけございませんが、本審議会の議事録をもとに、ページ数の関係もあるので、いただいたご指摘や評価等全て記載するのは難しいのですが、事務局のほうで代表的なもの、総括的なものを中心にピックアップさせていただきまして、掲載させていただくという形でご了承いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、第2次小金井市環境基本計画の計画期間は、平成27年度か

ら平成32年度までとなっておりまして、平成29年度は前期3年間の最終年度となっております。

66ページにつきましては、65ページ等の記載を受けまして、今後、後期3年間に向けてのことについて記載する予定でございます。こちらの記載内容につきましても、事務局に一任させていただく形でご了承いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

67ページからは資料編という形で、本編にかかる参考資料等を掲載しております。

73ページからの小金井市環境保全実施計画につきましては、平成30年度から平成32年度までの後期の実施計画を掲載しております。

以上で、簡単ではございますが、「環境報告書平成29年度版(案)」の説明を終わらせていただきます。

福士会長 ありがとうございます。それでは、今、説明がありましたように、環境審議会としては、この環境報告書、現在での(案)というものについて、それぞれの委員の方からご意見をいただいて、第7章のところで反映をしていくという性格のものだというような紹介をいただきましたので、非常に、これからは皆さんからいただいたご意見は大事だと思いますので、どういうところからでも結構ですので、意見を出していただきたいと思います。

石田委員 ずっとやると切りがないので、うまく章、何ページから何ページあたりとかいうような形で、例えば言って、皆さんに何かしないと、これでいいんじゃないという感じになりますよ。

福士会長 なるほど。今、石田委員のほうから、この報告書の(案)というものが幾つかの章に分かれているので、それぞれの章を一つずつ検討していったらいいんじゃないかというようなことで、私は先ほど全体の報告書の中で皆さんからご質問、ご意見、要望等がありましたらということで発言をさせていただいたようなところがあると思いますけれども、各章ずつ丹念にやってみましょうか、そのほうがいいんじゃないでしょうかというようなご指摘だと思いますので、それでよろしいでしょうか。

それでは、改めて、この資料4の報告書の(案)のところ、目次のところから、目次のところはよろしいでしょうか。全体の構成がこう

いうふうになっていると。前年度の環境審議会では、資料編というものと別々になっていたものを、むしろこれはわかりづらいので合体させたほうがいいのではないかというような指摘があって、それを市のほうで受けていただいて、第4章、あるいは第5章がこの報告書の中に全体としてとじられているというような感じになっているという報告がありましたけれども、これはよろしいでしょうか。

それでは、第1章「はじめに」というところで、この環境報告書のねらいや位置づけ等が記載されているのですけれども、ここのところはいかがでしょうか。

1章です。「はじめに」のところですか。ページ数で言いますと、1ページ、2ページ。

石田委員
福士会長

わかりました。はい。

4章以降のところは新たにということでしたけれども、1章、2章、3章のところは、これまでの全体の構成と基本的には変わりがないということなんでしょうか。

眞柴係長
福士会長

そうですね。はい。

いかがでしょうか。ここの部分はよろしいですか。

それでは、第2章のところですか。8ページ以降ということになりますけれども、いかがでしょうか。取組1から取組5というふうにそれぞれ分かれて記載されておりますが、いかがでしょうか。ご意見ございませんか。

それでは、なければ第3章のところ、「基本計画の取組の進捗状況」という形で、各項目について詳しい目標等が、進捗状況で平成28年度と平成29年度の実施状況という形で比較がされている表がそれぞれの項目で出されておりますけれども、いかがでしょうか。

小野委員
福士会長
小野委員

よろしいですか。小野です。

はい。どうぞ。

18ページの2-1の緑の保全につきまして、ちょっと気になるところがあるんですけれども、道幅が狭い道路に面したところに生け垣がずっと植わっているところが見受けられるんですね。その生け垣の枝が大きく道路のほうに張り出してきて、狭い道がなお狭くなって、危険な道路をつくっているような形になっているんですね。いつもそ

こを利用している方たちは、すごく危険だということで、市はこんなものを、緑が大事だからというので、保全に力を入れている。緑の保全に逆行するような意見を持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるんですね。市の生け垣に対する規制とかそういうものはあるんですけど、それとはまた別に、市の指導が、その規制とかメリットをもう少し考えられたらどうかと思うんですね。その辺が、枝葉のところなんですけれども、市民はすごく興味を持つということがありますので、市の指導をどう考えていらっしゃるのかちょっとお聞きしたいなと思います。

福士会長　　今のご指摘というのは、18ページの2-1の緑の保全というところにかかわって、項目としては緑の保全なんだけれども、緑の保全をすることの視点からいうと生け垣も保全しなければいけないということになるんですけれども、そのことによって歩行者の安全が確保されていない部分もあると。

小野委員　　そういうところは、逆に、生け垣なんか要らないよとおっしゃる市民がたくさんいらっしゃる。それじゃあ緑の保全に逆行するんじゃないかと。緑の保全を確保するためには、もう少し市の指導を、安全と緑の保全をうまく両立できるようなそういう指導をやるべきじゃないかなと思うんです。

福士会長　　どういたしましょうか。

荻原主査　　市では、生け垣につきましては助成金も出していますので、生け垣を奨励しているところではあるんですけれども、そういった形で当然生け垣の所有者には、それを適正に管理するということがございますので、もし枝葉が伸びて通行の妨げになるようなことがありましたら、環境政策課ないし道路管理課のほうにご連絡いただければ、そちらのほうで状況を判断して、生け垣の所有者に適正に管理するように促していくということは今でも連携してやっております。

福士会長　　申しわけないですけど、そもそも論でちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、今日、報告書の（案）について環境審議会で議論していますよね。小野委員から先ほどおっしゃられたような指摘を受けたということなんですけれども、65ページで、ここで出された意見を事務局のほうで引き取って、これは大事な論点なので必ずこ

の報告書の中に盛り込んだほうが良いと思われるところを抜き出していくという説明が先ほどあったように思うんですけども、そうしますと、小野委員から出されたような、生け垣でもって市民の方の安全性を確保できないということがあるし、また市民からもそういう要望があるということについては、意見として伺った上で、事務局というか市のほうで引き取っていただいて、ここは大事な論点なので報告書の中に記載しておいたほうが良いというところは選別していただけるということでもよろしいのでしょうか。審議会としては、必ずこのところは事務局からきちんとした回答をもらわなければいけないとか、そういう性格のものじゃないと受けとめてよろしいわけですか。はい、わかりました。じゃあ、今、小野委員からおっしゃられたようなことは承ったということにさせていただいて、事務局のほうとして……。

小野委員 私心配は、緑の保全が逆行するようなことになっては困るなど、この1点なんです。

福士会長 わかりました。

じゃあ、ほかのところでいかがでしょうか。

石田委員 環境報告書をまとめるということが趣旨だと思っているので、報告書で気付いたことを昨日ぎりぎりになってお送りしたんですが、その中で特に気になったところだけ申し上げますので、もし回答があればお願いします。

まず19ページの表なんですけど、2-1-3の一番上、「緑の状況に関する調査をする」、これ、平成27年からずっと「未実施」のままになっているんですけど、「緑の状況調査を検討していく」となっているんですけど、調査に取りかかれないのには何か理由があるのか、この時期まだやらなくていい、やらなくていいならここに目標として上がってこないと思うんですけど、3年間ぐらい変わってないんですけど、これはどういう状況で調査に取りかかれないのかということをお答えいただければと思います。これを見ていると、何もしてないよう見えちゃうので。

福士会長 いかがでしょうか。

平野課長 確かに現況を調査するという形になっていまして、未実施が続いているというのは我々も認識しているところなんですけど、実際のところ、

こういった目標は緑の基本計画の中で、小金井市の中の緑を確認して
いこうという考え方を掲げてはいるんですが、それがどれだけ実施で
きているかという部分では手がつけられていないというのが、この未
実施という理由になっております。

それでは、なぜできていないのかというところになります。今、
市内に公園とか緑地が211カ所ほどございます。こちら、当然日ご
ろ管理は行っておりますので、職員が行って見てはいるんですけれど
も、じゃあ、それをリスト化するまでに至っているかというのと、通常
の公園管理の中ではなかなかし切れてないというのが現状でございま
す。

では、実際にこの目標や計画をなし得るためにここで実施と書ける
ほどのものをするためにはどうすればいいかということになってきま
すと、どうしても予算化をした上で計画的にやっていくというのが必
要になってきます。そこで、今その予算化まで至っているかというのと、
できてないということで未実施が続いているんですが、今度、緑の基
本計画を平成32年度につくり直す予定がございまして、その前段と
して調査を行うことになっておりますので、それを31年度、来年度
の予算要求からということにはなりますけれども、予算の中で緑の調
査は基本計画をつくる上でやるということになっておりますので、こ
こ数年間実施してないという状況が続いておりますが、次の緑の基本
計画の策定に向けて動き出すというような状況にはございますので、
ちょっと時間がかかって申しわけないんですが、ようやくここで一定
動き出すということでご理解いただければと思います。

石田委員 わかりました。ただ、書き方として、今のよう理由があるなら、
これは何年に実施すると、今年度は実施対象でないというような書き
方をされたほうが、3年もやってないという言われ方はしなくて済む
かなと思います。表現の問題だと今の説明で受け取りました。

福士会長 じゃあ、今のところは、32年度に緑の基本計画を策定するに当た
って、必ず前提として調査を実施しなければいけないということなの
で、この表の中に盛り込むわけにはいかないですね。平成31年度
に仮に実施をするということになるだろうと思いますので。

石田委員 盛り込みの書き方ができると思うんですね。未実施と書いちゃう

のが実態にある意味では合わないということだと思うので、今、先生がおっしゃったような形で。

福士会長

じゃあ、書き方を検討していただけますか。

平野課長

実は、ついでと言っては何ですが、前期の環境審議会からも、実績の評価の方法というのが果たしてこれでいいのかということをご指摘をいただいているところもございます。今、計画の体系と取り組みの項目、要はここら辺がいわゆる環境基本計画に基づいた目標というのがございまして、課名が入っていて、実施状況というので継続というのが入っているんですが、これ、後ほど後ろの資料を見ていただくとわかるとおり、この実施状況、継続とか書いてある部分は、いわば計画なんですね。要は、計画としてどうしていきますかというのが継続という扱いになっていて、それに対して実績がどうだったかというのが、今はこの形になっているんですけど、28年度の実施状況、29年度の実施状況、それに対して実績というような表現になっているんですが、本来は29年度の計画が継続で、29年度の実績がこうでしたと。それに対して、実施は、例えば表現の仕方はいろいろあると思うんですけど、目標以上にやっているんであればSだとか、これぐらいやっているからほとんど実施できているからAだとかBだとかいう評価が入って、それ以降どうするかというようなのが、いわゆるPDCAサイクルでいうところの点検評価の示し方なのかなというのはございます。それに対して、28年度の実績と29年度の実績を横並びに表現してるとというのが、この今の実績報告の形式になってございます。この辺については昨年度も、ちょっとこの実績のあらわし方は検討したほうがいいのではないかというご指摘はいただいております。我々のほうでもいろいろと検討してはいたんですが、27、28、29の3カ年が前期の計画という中では、今この29年度の報告に対してはこれまでと同じ形式でやらせていただいているんですが、今もう30年度、実際やっていますが、30年度以降は後期の3年間になりますので、その実績の報告のあり方は、皆さんに今ちょっといただいたものもありますけど、もうちょっとわかりやすく表現して、例えば現段階で次期の計画にずれ込むようなものがあれば、そこは明確にそのような表現をすとかというのも一定必要なのかなと考えてございます。

なので、そのようなことを我々としては考えているんですが、委員の皆様からそういう形でやったほうがいいのではないかというようなご指摘とかご意見があれば、そういったものを参考にさせていただければと思っているところでございます。

福士会長 確かに、今、課長がおっしゃられたような言い方になれば、石田委員がおっしゃられたように、未実施というところだけが1人ポコンと浮かび上がってきて、この部分に関して言うと、過去3年間未実施でずっと続いていた、ほとんど何もやってないじゃないかというような印象を、おそらくこの環境報告書は市民の方が大勢見られると思うので、どうなんだろうという印象は必ず持たれてしまうんですよね。計画自体が5年タームで考えていくので、5年全体としてどうなのかという総括的な報告書をつくる時には未実施という表現にはならないというような言い方をされていたんだろうと思うんですけど、個人的にはそういうものなのかなという、各年度に出される環境報告書の中でその理由付けというのは明確になっていないと、ちょっと違うんじゃないかなという印象を持ちます。すみません、私が発言しまして。

小柳委員 その部分に限らずなんですけれども、年度ごとの状況、実績をまとめられているのが3章にあって、また資料編でもかなり情報がかぶっているんで、3章であえてこういう表を出す必要があるのかなというのがちょっと気になっていて、前期と後期でまだ、この29年度までは前回の形式をならっていくという話があったんですけども、まあ、来年度からでもいいかと思うんですけど、第3章の中ではそれぞれについて、前年度の実績までを踏まえた文章として今年度の実績を表現して、表としてそういうふうにもとめるのは資料編でいいんじゃないかなと。文字もすごく小さくて読みにくいのではないかなという気がしました。

福士会長 どうでしょうか。これは私が言うべきことじゃないかもしれませんが、この環境報告書の全体の構成を変えたほうがいいんじゃないかというのが小柳委員のおっしゃっていることなのかもしれないですけど、それを今の時点でやり始めるとスケジュールが全然合わなくなってしまうんですよね。

平野課長 来年度以降の課題ということで一応とらせていただいて、29年度

は前期の3年なので、ちょっとわかりづらいというのは承知の上なんですけど、27、28、29と3カ年同じ形でやって、30年度から後期に入っていますので、30年度の実績については30年度の環境報告書の中で、今この取り組みの進捗状況にあるような表の表現ではなくて、例えば今ご提案いただいたような文書で表現するとか、もしくは、表にするにしても、単純に実績を年度で並べるのではなくて、もうちょっとシンプルな形で、逆に点検とか評価というのがもっとわかりやすいような形で表現するというのも、ご指摘とかご意見いただければ、30年度からの課題ということで後ろのほうに、そのような意見をいただきましたということで載せさせていただいて、30年度の報告書をつくるときにちょっと我々のほうで考えたいというようなところでいかがでしょうか。

福士会長 私がおっしゃることじゃないかもしれませんが、先ほど、6ページのところでもスケジュールが載っていますが、このスケジュールを大幅に変えるということは、今の時点からいうとできないでしょうから、次年度以降の課題という形で、委員からご指摘をいただいたということで引き取らざるを得ないんじゃないかなと。小柳委員、それでよろしいですか。

ほかにどうでしょうか。

羽田野委員 同じ19ページの表の2-1-1、一番上のところなんですけど、昨年度のを見ますと、27年度実績、28年度実績と、今回28年度、29年度の実績なんですけど、前年度のですと「目立った緑地の増加はなかった」が、今回は「目標だった緑地の増加はなかった」に変わってるんですけど、どちらなんですか。「目標だった」ですか、それとも「目立った」ですか。「目標だった緑地の増加はなかった」ということは、3年間目標だったのがなかったとすると、後期に対して目標の見直しというのは当然必要だと思うんですが。

眞柴係長 28年度は、「目立った」という書き方にはなっているんですけども、特に実績内容としては変わっておりません。基本的にこれは何を言っているかといいますと、市と都で連携して公共緑地の公有化を図ることを目標としているんですけど、現段階でまだ公有地化が図れていないということを実績のところでご報告をしています。

平野課長 もともと「目標だった」が正しい表現なんですけど、「目立った」というのがむしろ……。

羽田野委員 わかりました。

石田委員 25ページの表の一番上のところで、3-4-1、これはさっきとほとんど同じなんですけど、「検討していく」というのが3年繰り返しているんで、もう少し表現を見直したらいかがですかね。何もやってないようにしか市民の立場から見えないんですけど。

同じような形になるんですけど、次の26ページの一番下の表で、「みどりネットワークの形成には至らなかった」と書いてあるんですけど、検討はしたけど形成に至らなかったんですか。作業はされたんですけど、何かのアクションはされたんですけど……、検討するということにしているはずなので、そこは実際には何かアクションされたのかどうかが見えない。これも3つ同じような状況なんですけど、表現をちょっと見直されたほうがいいのではないかなと。何もやらなかったように読めるような表現は、ほんとうにやってなかったらそう書くべきなんですけど、もしやっているのであればちょっと表現を、少なくとも今年分だけ、去年分を直すのはまずいですから、今年分だけ、何かあれば書き方を、単純にコピーするような形は避けたほうがいいんじゃないかなと思います。

それから同じようなパターンなんですけど、35ページの7-4-2の3段目、ここも未実施になっているんですけど、ここの表現も見直したほうがいいんじゃないかなと思います。未実施とか表現が何もやってないように見えるから、見直したほうがいいと思うのは、以上申し上げたようなところ、3カ所か4カ所あると思うので、少なくとも今年は少し表現を考えられたらいかがかと思います。

福士会長 じゃあ、そういうご指摘がありますので、確かに「未実施」とか「検討していく」というような、市民目線で考えたらこれはどういふふうにとめられたらいいんだろうと、ちょっとネガティブにしか受けとめられない表現が結構あるので、ここは一つ一つやっていくと大変なことになりますので、事務局のほうで全体を改めて見ていただいて、誤解のないような表現を使っていただくということを前提にした上で、ちょっと検討していただけないでしょうか。

平野課長

はい、わかりました。

福士会長

ほかにいかがでしょうか。

石田委員

さっき小柳委員からも、わりとそれに近いのかと思うんですが、表の書き方で、15ページの1-1-2の4段目、ここは2章で表現している実績とかなり重複しているの、引用すればいいんじゃないかなど。ここを見てくださいと。それから2章のほうには、3章のどこどこで対応しますという書き方にさせていただきたいのは、これだけ丁寧にかかなくても、かなりの量が減るんじゃないかなと思って見ていたんですけど、いかがでしょうか。字が細かいので、書いてあれば我々としては読まざるを得ないと。極端なことを言うと、ここで出てきた数字があっているかどうかということも人によっては調べて、ミスがないかというので、ちゃんとした報告書なので、数字の間違ひなんていうことは避けたいと思うので、そうするとミスをつくり込むような形になるし、さっき読んだことであるから、もうここではあのことだとわかっているの、少しそういう削減等を、楽になるかという気もします。

福士会長

じゃあ、そこの部分もちょっと引き取っていただけますか。

ほかにいかがでしょうか。

原田委員

33ページの7-1、ごみを出さない、こちらの項目について。これは今後に向けての意見なんです、このところプラスチックごみに対する関心が非常に高まって、テレビや新聞なんかでもいろいろ取り上げられています。

この計画の段階では、マイバックが入っていますけれども、プラスチックのストローも含めて、具体的にプラスチックごみの削減に取り組んだほうがいいのではないかと思いますので、来年度以降に向けて、何か課題とか目標に入れられたら入れたほうがいいのかなと思います、いかがでしょうか。

福士会長

いかがでしょうか。

平野課長

今、行政の計画がどうしても5年とか10年という単位でつくっている中で、環境基本計画をもとにつくらせていただいて、項目とか取り組みの中では、ここに書いてあることがそのまま載っているという意味では、最新のプラスチックの話とかストローの話載せてしまう

と、計画と齟齬が出てしまうのもあるんですが、考え方としては、当然そういったことにも取り組んでいかなきゃいけないというのがあると思いますので、例えば、実績の中でうたえるのであれば入れていくとかは検討できるかと思います。

原田委員　　例えば、ライフスタイルを変えるという項目で、学習の場を提供するとありますけれども、そういう講座で取り上げましたとかということでもいいと思います。

平野課長　　はい、ありがとうございます。

福士会長　　いかがでしょうか。

石田委員　　3章が終わりということですか。

福士会長　　いやいや、まだ3章は終わっていません。

石田委員　　3章はまだですか。

福士会長　　ご意見がなければ、3章は終わりにしたいと思いますが。いかがでしょうか。先ほど石田委員がおっしゃられたことというのは、ペーパーにして、事務局のほうにお渡し……。

石田委員　　きのうの夜、これをお送りしたので、皆さん、読まれているんですが、問題は政策課の担当と、そうでないものがごちゃ混ぜになっているので、今日、答え切れないと思ったので、私が質問してあったのは、この場で答えられるようなところだけを抜粋して。

福士会長　　なるほど。

石田委員　　あくまでも、意見として、審議会の議事録には載りませんが、検討していただければということで、お送りしました。他部署のことなので、簡単なあれではないかと思うので。

福士会長　　改めて、第3章のところでいかがでしょうか。時間の関係もございますけれども、必ずこの審議会でおきたいんだというところを中心にお考えいただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

私も個人的に改めて精査させていただいて、ここをこういうふうに直していただきたいということが要望としてあれば、石田委員と同じようにペーパーにまとめてお送りして、その上でやれる部分とやれない部分はあると思うんですけれども、それはやってもよろしいでしょうか。

平野課長

大丈夫です。

福士会長

いかがでしょうか。次の章に移ってよろしいでしょうか。

それでは、第4章のところで何かご意見やご質問があれば、伺いたいと思いますけれども。事務局のほうから。

荻原主査

荻原です。よろしいでしょうか。4章に入りましたので、4章の差しかえと訂正のところを、まずご説明させていただきたいと思います。

次第の下に置いておいたものなんですけれども、具体的には53ページ、54ページの資料と、それから55ページの差しかえになります。53ページで29年度の実績が出ていまして、その講評というか考察を54ページに、各課のヒアリングが終わりましたので、入れさせていただきました。そういう形で書かせていただいたんですけれども、これも今回、急ぎでつくってしまったのであれなんですけれども、もう一度、表現の仕方とか見せ方については、実際に印刷するまでに検討させていただいて、一部表現の仕方が変わるかもしれませんので、ご了承ください。

簡単に結論だけいいますと、一生懸命、エネルギーの使用量を減らすように、職員一丸となって努力しているところではあるんですけれども、ただ、公共施設という立場上、市民便益施設につきましては、利用者が増えると、それに伴い使用するエネルギー量も増加してしまうという実情がありまして、市民便益と環境配慮をどのように両立させていくかというのが今後の課題とまとめさせていただいております。

あと、事前に石田委員のほうから報告書のご意見をいただいております。4章の部分につきましては、資料編にあったものを一部、4章のほうに持ってきた都合上、表だけどーんと載っかっているのがあって、表だけ見たのでは、これがいいのか悪いのか、この数値はどうなんだという説明の部分が足りないんじゃないかというご指摘を受けていますので、この部分につきましても、書き込めるものについては考察等を書き込んで印刷に回したいと思っております。

石田委員、そんな感じでよろしいですか。

石田委員

補足しますと、説明というのは、さっき原田委員がおっしゃったような意味で、ないと何をどう評価していいのか、どう経過してきたかということがわからない。問題にならないところで、これに載せてい

るのであれば、それは問題ではないですけれども、そういうことがはっきりわかる形で書かれたほうがいいと思います。

あと、細かいところはお送りした資料に書いてあるんですが、2つ申し上げると、1つは法的なこととか一般的なことが本編の文書で書く必要はないと。これは後ろで参考に引けばいい話ですから、それはまず、除いたほうがいいと思います。それは指摘したところが何個かあります。

それから、1つ気になったのは、62ページの7で、小金井市環境マネジメントというのは5章にあるんですが、これは4章の同じ項目と入れかわっていないとおかしいんじゃないかと思うんです。市民でやることと市役所でやることが入れかわっていませんかという指摘です。そこは入れかえれば済む話ですので、非常に読んでいると唐突なんですよね。市民に対して言っていることと、市役所の中でやろうとしていることが入れ違いになっていると思いますので、そこだけ注意していただければと思います。私の錯覚かもしれませんが、一応。

福士会長 最後のところでよくわからなかったんですけれども、62ページの7という項目のところですね。

石田委員 62ページの7を読んでいると。

荻原主査 53ページの10番の部分と62ページの6番の部分が入れかわりじゃないのかというご指摘ですよ。

石田委員 そうそう。

荻原主査 早速、中身を精査して、ありがとうございます。

石田委員 中身はほとんど同じなんですけど、市民としてやることと市役所でやることが入れかわっているように見えるので、という指摘です。

荻原主査 わかりました。

福士会長 私も、前に環境審議会の委員をやらせていただいたときに、小金井市の環境マネジメントシステムと言っておきながら、実は市役所の環境マネジメントシステムにしかなくてないというところが、ほんとうに違和感があって、これいいんだろうかと思っていましたけど、確かに根っここのところには、そういう疑問があるだろうと思うんですよ。そこも該当する箇所が、きちんと適当なところにおさまっている

かどうか見ていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。4章のところに限定してなんですけれども。どうぞ。

池上副会長 池上です。今の53ページの10の地球温暖化対策のところからなんですけれども、ここに平成27年度から平成32年度までの削減目標として、平成18年度比14.7%削減となっていて、現状増加しているということだと思えますけれども、まず、この目標値自体なんですけど、27年度から32年度までの平均を14.7%削減しなければいけないのか、それとも平成32年度の最後に到達していればいいのかというのは、どちらなのでしょう。

荻原主査 最後です。

池上副会長 最後。

荻原主査 はい。

池上副会長 今、現状、そうすると37%というところを、平成32年度には14.7%削減まで持っていかなければいけないと。これは相当大変じゃないかと思うんですけれども、何か対策というのはあるのでしょうか。先ほども、その後の資料にもありますけれども、実際、電力消費量が増えたところにヒアリングの調査もされていて、前年度より利用者が増えたといったところがあると思うんですけれども、ほんとうにこれだけなのか、例えば、平成29年度が前年よりもちょっと暑かった、寒かったが激しかったのかと、細かく見ていかないと、ほんとうに14.7%というのは到底達成できないんじゃないかという心配があります。

実際、前の部分にもありましたけど、LEDの照明を入れましたと。いろいろな対策をされていると思うんですが、対策の効果がちゃんと見えているのかどうかというのは、それぞれ、おそらく個別の細かいデータをお持ちなんだと思うんですけれども、見ていったほうがいいんじゃないかという印象を受けました。

1点、細かいんですけれども、55ページのグラフと表があるんですけれども、表のほうには単位がなくて、おそらくグラフと同じなのでキログラムという単位なんだと思うんですけど、これはCO₂のキログラムということでしょうか。

荻原主査 はい。

池上副会長 メタン等が入っていますけれども、これはメタン等のCO₂に温暖化係数も考慮して換算したものと。

荻原主査 はい。

池上副会長 わかりました。ありがとうございます。

福士会長 よろしいでしょうか。確かに、53ページの下に書いてある表から見ると、目標と現況が全然合っていないくて、最終年次のところで数値を達成しようということですので、これは、こんなこと言っちゃうとあれかもしれないけど、事実上、達成が不可能と言っているのと等しいのかなと思いますね。

平野課長 目標の考え方を申しますと、国とか東京都の目標がございまして、地方自治体としても、そこは一定準拠せざるを得ないと。さらに、平成18年というのは、東日本大震災よりも前の基準ということもありますので、当然、排出係数なんかは皆さんご存じのとおり、原子力発電から火力発電がどうしても増えている関係もあって、係数も増えています。

さらに、小金井市独特の事情でいえば、公共施設が平成18年に比べると大分増えているんです。交流センターも当時はなかったですし、貫井北センターもございませんでした。また、各学校なんかにはエアコンが入っていなかったのが、ここに来て一気に入っております。

そういった形で、節電などは一生懸命頑張ってはいますが、どうしても、そういった事情がある中で、じゃあ、18年度の目標や国の目標を変えていいかというところが非常に我々としても悩ましいところです。さらに、年度年度の事情なんかもあるんじゃないかと。確かに、昨年度の冬はラニーニャ現象なんかもあって、冬が非常に寒くて長かったのもあって、暖房なんかも大分使っただろうというのも分析としてはございます。

なので、この辺を、こういった目標を持つ中で、我々としてどう取り組んでいくかというのは、考え方として、当然検討しなきゃいけないんですが、一転、目標となると、今、現状は動かさないのかなと。ただ、次の目標を立てるときにどう考えていくかというのは検討する必要がある。ただ、国や東京都に準拠しなきゃいけないという部分も

あるので、そういった部分では、皆さんの意見もいただきながら、どうしていくかというのは考えていく必要があると思います。

石田委員

ですから、昔というか、排出量の計算のときに、例えば、企業ですと、生産量に対して母数で割るとか、何かで割ってという計算の仕方もあったんです。ただ、絶対量に沿うというのが基本ですから、これ自身は第1目標としては下げられない、おっしゃるとおりで、それは何を言おうが絶対、できなくても頑張らなきゃいけない数字なわけですが、補足データとして、実際、今おっしゃったような増加要因、エアコンを増やしたことをどうするかは別として、人数とか設備が増えて、敷地面積と利用者数が増えたことによって、必然的に増えるものは、面積とか利用者数とか、働いている人の数で割った母数も参考として出すことによって、それなりの努力はしています。成果は出ていますということを補足的に入れておくのも理解していただくための手段、何もしていないように見られるのが一番まずいと。

これは、私は一貫してそうなんですけど、やっていないということじゃなくて、やっていることがわかるような形の補足的な資料として、言いわけといえれば言いわけなんですけれども、この場合、載せておくというのも1つの手段だと思います。

福士会長

確かに、市役所とか、あるいは、自治体全体のレベルでいうと、人口が増えたり、あるいは、施設が増えたりすれば、それにかかる電気の使用量だって変わってくるわけですから、こういうふうにどんどん増えていくことは避けられないと思うんですよね。

報告書の書きぶりにかかわってくると思うんですけど、石田委員がおっしゃっているように、何か共通の土俵のもとに分析ユニットというものを考えていただいて、この共通の基盤でいうと、意外に健闘しているんじゃないかとか、あるいは、削減できているんじゃないかということが、もし客観的な数値として出てくるのであれば、それは書いていただいて、むしろ市民の方に理解を深めていただくことが、もしかすると、いいのかもしれないですね。

これだけだと、例えば、パリ協定なんか2年後から始まってくるわけですから、どんどん目標数値はハードルが高くなっていくわけですから、これはここの書きぶりからいっても、相当厳しくなると思

いますね。

原田委員、どうぞ。

原田委員　私も同様の意見です。現在のままの表記ですと、これを見た市民は、小金井市は何もやっていないと必ず思うと思うんです。課長の説明のあった事情というのはよく理解できると思いますので、今後の折り返し地点の30年度のところでは、ぜひこういう事情が……、言いわけではいけないんですけれども、こういうところでやむを得ず増えた部分があるというのは、表に出したほうがいいと思います。無理やり目標の数字に合わせるために捏造するということがあってはならないので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

平野課長　ありがとうございます。

福士会長　他、いかがでしょうか。

どうぞ。

池上副会長　今のところに追加ですけれども、池上です。おそらく建物ごとの情報をお持ちだと思うので、例えば、小金井市役所単独で見たら、ガスヒートポンプを電気に変えて、ガスの分は減っているけど、電気の分が増えている、正味トータルどうなったのかとか、個別の建物で見れば、省エネの設備をどんどん入れて効果が見えると思いますし、先ほどほかの委員もおっしゃっていたように、平成18年度比、平成18年の状況と同じ部分はどうなのかということが出てると……、言いわけはすごく大事だと思うんです。おそらくといたらあれですけど、全体で14.7%は、今の3分の2にしなきゃいけない。おそらく、この2年でできる対策というのは限られていて、現実的には達成は難しいなと思いますけれども、でも、達成できているところ、現状、18年度から省エネの取り組みをして、これだけできているんですというのは、ぜひ見たいなと思います。

この報告書の中に載せるかどうかは別ですけど、何か市民に向けてあるといいなと思いました。

福士会長　ありがとうございます。いかがでしょうか。あとお一人か2人ぐらいのところ限定させていただきたいと思うんですけど、羽田野委員、どうぞ。

羽田野委員　羽田野です。資料編のところに、環境方針が載っているんですけど。

福士会長 そちらのほうまで行っちゃいます？

羽田野委員 いや、もう時間がないということなので。

福士会長 わかりました。じゃあ、資料編のところまで行きましょう。

羽田野委員 前市長の方針なので、現市長に変えることは考えていらっしやらないんでしょうか。

67ページです。

福士会長 ただ、環境方針がつくられたときのものがそのまま掲載されているということなので……。

羽田野委員 それはそうだと思うんですが、ですから、新しい市長として環境方針を出していただいたほうがいいんじゃないかと思います。

それと、これ全体の発行が、市長が発行するとなっているので、一番最後のページにありますように、編集は環境政策課なんですけど、市長が責任を持って発行したとか、それを入れられたほうがいいと思います。

石田委員 それに関していうと、環境のISO14000に従ってつくっているはずなんです。それでいくと、変更がない場合は、後継者が承認すれば、それで済むんです。これは法律もそうなんですけど、行政の長がかわったから法律とかルールが変わるんじゃなくて、継続した場合は、そのまま継続する。実際、いつからスタートしたのかということだから、基本はこの書き方が正しいわけです。

羽田野委員 だから、新しい市長がそれを踏襲しましたというのはどこでわかるんですかということです。

石田委員 それは、必要なら変更するというのがルールなんです。変更していないということは、これで私が責任を持って継続しますということになるんです。

羽田野委員 そうですか。

石田委員 それは監査とかをやるとよく誤解があって、内容が何も変わっていないのに、人とあれを変えるかどうかというのがありますが、それは変えなくてもいいというのが原則のはずです。

福士会長 いかがでしょうか。あとお一人だけに限定させていただきたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

それでは、今日は時間の関係もあって、最後、皆さんにご協力いた

だいた部分があると思うんですけど、私もそうですけれども、改めて、これをお読みになって気がついたところがあれば、事務局のほうで受けとめていただけるということでしたので、ぜひ送っていただいて、何を引き取るかそうじゃないのかというのは、事務局のほうにお任せすることにならざるを得ないと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、この部分についてはどうもありがとうございました。

次は、次回の日程のことを事務局からお知らせいただけるということによろしいですか。

眞柴係長

次回の日程の前に、1点、追加連絡です。先ほど会長のほうからもお話がありました、報告書に関する要望等につきましては、印刷の関係もございまして、期限を設けたいと思いますので、11月9日の金曜日までにご意見等がございましたら、メールでご意見いただければと思います。11月9日の時点で締め切りという形にさせていただければと思いますので、ご承知のほう、よろしく願いいたします。

次回の審査会の日程なんですけれども、現時点では、来年の平成31年1月の開催を予定しております。会長と副会長と日程調整の上、後日、改めて事務局よりご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

福士会長

どうもありがとうございました。

—— 了 ——